

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名	テクノクーツ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 大室 赳 (JASDAQ コード番号 5217)
問い合わせ先	専務取締役 千葉喜夫 総務部長 (TEL03 - 5354 - 8171)
当社の親会社	ジーエルサイエンス株式会社
代 表 者	取締役社長 森 憲司 (コード番号 7705 東証第2部)

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に  
関し、5月1日の会社法の施行を受け、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

5月1日施行された会社法第 362 条4項6号ならびに会社法施行規則第 100 条1項および3項  
に関し以下のとおり体制を整備してまいります。

### 内部統制システム構築の基本方針

. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4  
項6号)

1. 当社は、「創立の根本精神及経営理念」において『経営者は私欲に負けない』と謳っている  
ように、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして社会の構成員に求められ  
る高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
2. 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と  
会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
3. 内部監査担当による監査と監査役による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を  
確保し、課題の早期発見と是正に努める。

. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 100 条1項  
1号)

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき、文書または電磁

的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧、謄写できるものとする。

. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則 100 条1項2号)

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から規程類の整備を行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条1項3号)

1. 当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。
2. 取締役は、取締役会規則等の職務権限・意思決定に関する規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
3. 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて、迅速な意思決定が出来るよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。

. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 100 条1項4号)

1. 当社は、「創立の根本精神及経営理念」のなかで、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
2. 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
3. 企業理念、企業行動規範、企業倫理規程等、コンプライアンス体制にかかる規程を役職員が遵守し、自ら定めた高い倫理観を持続しながら企業活動を行うためのコンプライアンス教育・啓発を行う。
4. 内部監査担当による監査と監査役による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。
5. 法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の

早期発見と是正、通報者の保護を図る。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

・当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 100 条1項5号)

1. 当社グループの企業は経営理念を共有しており、取締役及び使用人に対し、当社同様高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めている。
2. 子会社の経営については、子会社の独立性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき適切な管理を行う。子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社はこれらを推進し運営管理する。
3. 内部監査部門は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、グループ企業全社について業務の遂行状況及び内部統制の状況について監査する。
4. 監査役は、連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査担当と密接に連携する。

・監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条3項1号)

内部監査部門に所属する使用人は、監査役が求めたときは、その指揮命令のもとに監査役の職務の補助を行う。

・前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項(会社法施行規則 100 条3項2号)

1. 監査役の補助業務を担当中の内部監査担当員は、監査役の指揮、監督のもと、他の取締役の指揮、監督は受けないものとする。
2. 内部監査担当の人事、組織の変更等については予め監査役会の同意を必要とする。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則 100 条3項3号)

1. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。
2. 取締役及び使用人は、当社グループの事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容については遅滞なく監査役会に報告する。

3. 取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。
4. 取締役及び使用人は、監査役が事業に関する報告を求めた場合または監査役が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。
5. 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役会と監査役会との協議により決定する方法による。

. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100条3項4号)

1. 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する。
2. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。
3. 監査役は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他アドバイザー等の外部専門家との連携を行うことができる。

以上